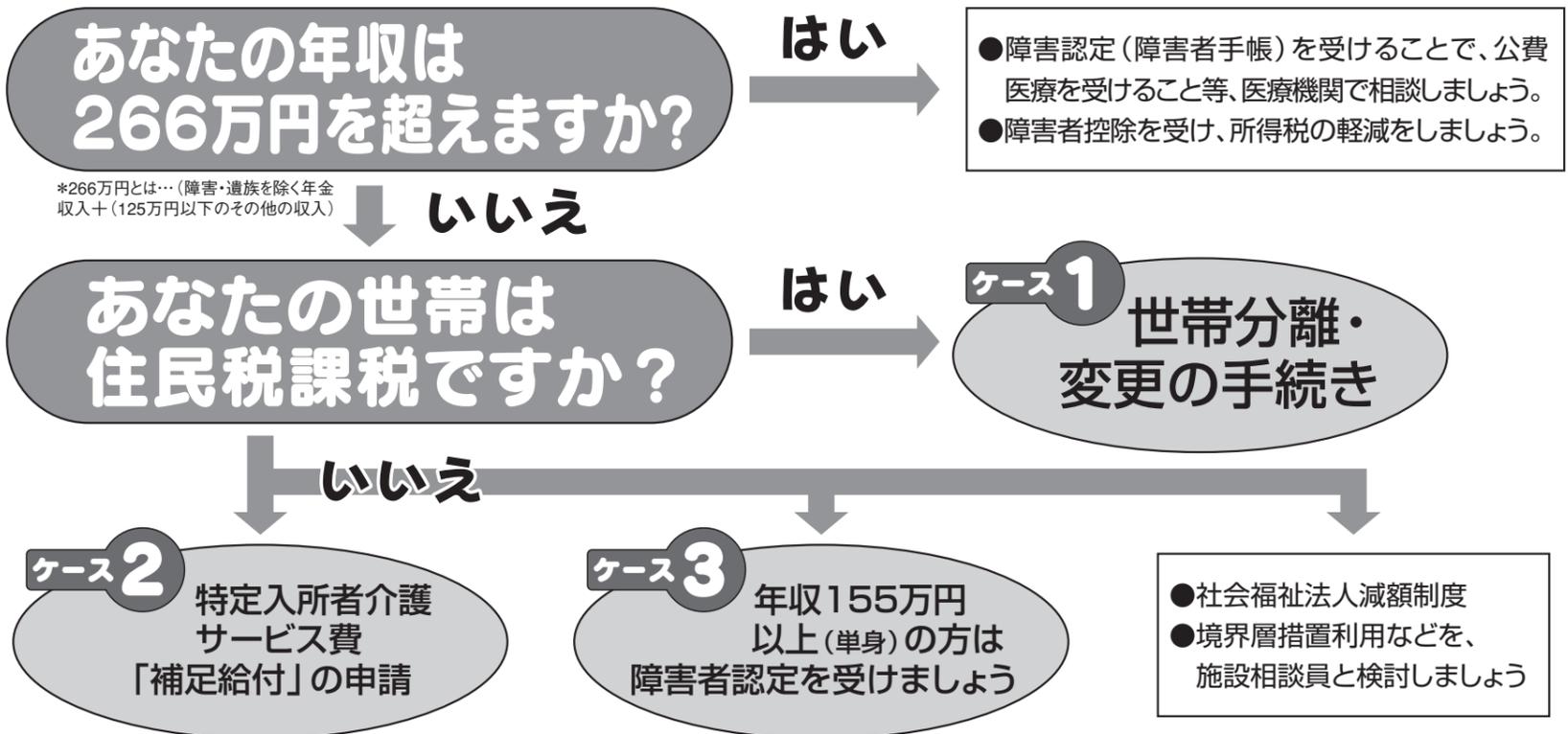


介護保険 施設サービス

こうすれば自己負担額が 軽くなる場合があります

●チェックシートをお試ください

昨年10月からの介護給付の見直しで、施設利用時の居住費・食費が全額自己負担になるなど、被介護者と家族に大きな負担増となりました。しかし、下記の手続きによって自己負担額が軽減されるケースがあります。日本共産党川崎市議団が確認したものです。



ケース1 同じ屋根の下でも、「世帯分離・変更」の手続きで非課税扱いに。

息子さんと同居しているAさんの世帯は、Aさんの収入が基礎年金75万6千円と遺族共済年金100万円、息子さんの収入が400万円で、世帯課税、介護保険料が第4段階。それが区役所区民課税窓口で「世帯分離・変更」の手続きをおこない認められれば、Aさんの課税収入は75万6千円、同じ住所地でも非課税の扱

いになり、介護保険料が第2段階になります。
※なおかつ保険給付部分で、自己負担上限額(第2段階で15,000円)が適用となります。

月ホテルコスト(特養ホームか老人保健施設の多床室利用)

手続きしなければ	手続きすれば
52,700円	22,010円

31日/月で試算

ケース2 特定入所者介護サービス費「補足給付」の申請をすれば…

ショートステイ個室利用のBさん(非課税、介護保険料・第2段階)の場合、「補足給付」の申請をすれば、自己負担額が1週間で約15,000円も軽くなります。

1日ホテルコスト(居住費・食費実費部分の負担額)

	申請しなければ	申請すれば
ユニット型個室	3,350円	1,210円
従来型個室	2,530円	810円



ケース3 要介護者は障害者制度を活用できます。「障害者認定」を受ければ…

特養ホーム個室入所のCさん(世帯非課税、介護保険料・第3段階)。収入はCさん220万円(老齢厚生年金)＋妻39万円(老齢基礎年金)ですが、2006年度の税制「改正」によって、世帯年収212万円超(単身155万円超、寡婦単身245万円超)は住民税課税となり、特養ホームのホテルコストが全額かかることに。

そこで、「障害者認定」を受けることで住民非課税になり、自己負担額も軽減されます。

月ホテルコスト(居住費・食費実費部分の負担額)

障害者認定を受けない	障害者認定を受ければ
103,850円	70,990円

31日/月で試算

介護保険で新たな減免を新設

2006年度から介護保険料・利用料の減免が拡充されました。これまでの4種類(生活困窮、所得減少、災害、給付制限)に加え、年間収入が150万円(世帯員が1人増すごとに50万円を加算)以下であることなどの要件を満たす場合、保険料段階が第3段階から第2段階に減額される制度が新たに設けられたもの。

この場合、介護保険料は3024円から2016円へ月額1008円(33%)軽減され、利用料も1/4減額されます。
※保険料減免になった方は、バス無料の「福祉パス」申請ができます(70歳以上)。

少額所得者には市民税・県民税の減免制度があります

市民税・県民税の納付が困難な方で、所得金額が市税条例の規則で定める金額以下の方には、全額を免除する市独自の減免制度があります。本年3月議会で共産党の質問に財政局長が、制度のあらまし・活用方法などを説明しました。

扶養親族数	0人	1人	2人	3人
課税所得限度額	1,127,600円	1,516,800円	1,838,800円	2,211,300円
おおよその収入総額(年金含む)	2,300,000円	2,700,000円	3,000,000円	3,400,000円

*扶養親族が3人を超える方は、2,211,300円に扶養が1人増すごとに477,750円を加算した金額となります。

*この場合の扶養親族には、控除対象配偶者を含みます。

手続きは 原則として市民税の申告期限(3月15日)までに申告書を提出し、かつ、納期限(6月末)までに減免申請書を提出した人に限られます。詳しくは、区役所市民税課窓口にお問い合わせください。